

有之候。御先代にもかやうの事有之。奉行死罪に處せられ、二三年立ち賊人知れ、白狀仕たるよし。今度は吟味方念に入られ、急に處分不被命故、奉行兩人共如在無之段相知、本知等被召返とあり。舊條記に載せたる趣も全く同じ。右の菅君雜錄に、元祿三年十一月廿一日大銀奉行支配東、丸獅子土藏の内、金銀小判四百二拾兩一步百七十切紛失す。依之同廿六日大銀奉行大場源太夫・富田彌兵衛於公事場吟味有之、同日代役由比甚左衛門・茨木六丞被命、翌廿七日大場源太夫は前田數馬へ預けられ、同人男子兩人竹田五郎左衛門へ預けられ、富田彌兵衛は小幡又三郎へ預けられ、同人男子一人小塚彌左衛門へ預けらる。翌四年六月廿五日兩人共知行沒收、一類へ被預、子供も夫々一類へ預けられし處、同年九月廿四日獅子土藏金銀盜人大工平佑露顯し、吟味之處、去年十一月三日の夜高石垣の下に隠れ居盜取たるよし白狀に及び禁牢す。依之東、丸土藏當番人津田采右衛門・永原左六郎・永井藤右衛門・秋元平八吟味之處、其夜の泊番津田・永原兩人之處、其節永原息女病氣大切に依て、永井を頼て晝番に出る晝狀、永原方より番頭伴七兵

衛方へ差出し、永井に代て可及迷惑之由申立。雖然泊番津田・永井兩人、奥村丹波守差圖を加へ遠慮すとあり。松雲公年譜にも、元祿三年大銀奉行富田彌兵衛・大場源太夫兩人、前田數馬・小幡又三郎へ被預。右は大銀土藏之内銀入一箱紛失に依て也。翌年兩人共知行被召放、居屋敷被取上、長く一類へ被預處、秋に至り其賊人露顯し、兩人共知行、居屋敷被返下、小將組に組入被仰付とありて、兩人赦免ありしは六年二月十九日なり。按ずるに、菅君雜錄・年譜等に據れば、關屋錄に四・五年相立盜賊改奉行加藤十左衛門引揚遂吟味處及白狀と載せたるは、過聞なり。右盜人平丞を捕縛せしは、明年秋九月なりとぞ。古傳説に云ふ。或日加藤十左衛門手合盜賊改足輕、黒梅屋橋を往來せしに、橋番人平丞居宅にて夫婦申分致し居、何心なく聞けるに、かやう成無法の事を被申立時は、かの金銀の事をば訟へ出可申と、妻申聞たる言葉を聞取、是は不思議なる申分也、甚以疑敷とて直ぐと踏込、平丞夫婦をば引揚げ來り、夫婦喧嘩よりひきかけて、金銀の事を取糺しける處、遂にありのまゝ白狀したり。實に右盜賊改足輕の僅かの言葉を聞取

りたる故なりといへり。

○稻荷橋

此の橋は、惣構堀の橋にて、此の橋邊にいにしへ稻荷社あり。故に橋名に呼べりと云ひ傳へたり。此の橋梁は、舊藩中は橋爪に橋番人の家ありて、橋の縮りをなしたり。尤も板橋なりしかど、明治廢藩後土橋とす。金澤橋梁記に、稻荷橋味喰藏町又並木町と載せたり。味喰藏町の稻荷橋は、即ち此の橋をいへり。

○稻荷社跡

三州志來因概覽附錄に云ふ。金澤城内稻荷第の地に、古より稻荷神社あり。昔築城の時、假に稻荷橋邊の閑地へ移し、元和八年に眞長寺の境内に安置す。一説に、淺野川端天道寺の稻荷社も、舊地は稻荷橋岩田内藏助宅地の所にありしと云ふ。又一説には、いにしへ大豆田淨住寺山崎村にあり。其の頃寺内鎮守の稻荷社の舊地にて、稻荷橋は社前に掛けたる橋なり。故に稻荷の名を負へりと云ふ。いまだ其の是非を知らずと。平次按ずるに、城内稻荷屋敷にありし稻荷は、城内より直に眞長寺の舊地香林坊橋下富永氏の舊邸の

地へ遷され、後泉寺町へ眞長寺と共に移轉を命ぜらると、彼の寺記に見ゆ。又山崎村なる淨住寺の鎮守社をば、稻荷橋の邊に鎮座すべきよしなし。皆後人の誤説なる事いぢるし。稻荷橋の稻荷社は、淺野川天道寺稻荷の舊地なり。

此の稻荷は加賀古蹟考に、石川郡久安村の社は、式内御馬神社也。長享の頃富樫泰高久安村に居館せし頃、稻荷明神を彼社に勧請し、天道院と云修驗者を社僧とす。後此稻荷を金澤へ移し、稻荷橋の橋邊に造營し、元和二年淺野川の川縁へ移轉すと見え、天道寺記には、金澤城地に本源寺を建立せし頃、稻荷橋の邊へ遷宮、慶安四年八月淺野川今の地へ再轉すとあり。社傳に、稻荷橋の舊地は、普請會所の後、地なる岩田内藏助邸地是なりといへり。藩士岩田氏の舊邸は、即ち普請會所の尻地にて、元祿六年の土帳に、岩田傳左衛門御普請會所之近所藪之内とある邸地是なり。

○岩田内藏助舊邸

延寶の金澤圖に、普請會所の後、地奥村權兵衛の邸地との間なる邸地を岩田傳左衛門と記載す。元祿六年の土帳に、岩田傳左衛門御普請會所之近所藪の内とありて、代々此の